

# 国分寺市介護予防・日常生活支援 総合事業の実施について ～平成29年度の実施に向けて～

日程：平成28年10月4日（火）

- ①居宅介護支援事業所      17時～18時30分
- ②通所・訪問事業所          19時～20時30分

国分寺市 福祉保健部  
高齢者相談室・介護保険課

# 本日の流れ

## 1. 国分寺市からの説明

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について
- (2) 国分寺市における第6期の方針について
- (3) 国分寺市生活支援・介護予防サービス整備  
推進会議について
- (4) 介護予防ケアマネジメントの考え方について
- (5) 平成29年度サービスA・B・Cについて
- (6) 質疑応答

## 2. 懇談会

# (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

# 介護予防・日常生活支援総合事業を 実施する背景

- 2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。
- 介護保険法の改正を受けて、生活支援の充実、高齢者の社会参加・体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施していきます。

# 新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付  
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営  
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

多  
様  
化

充  
実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

**新しい総合事業** (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス(配食等)
  - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営  
(**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護の連携推進**
- **認知症施策の推進**  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの基盤整備**  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

【財源構成】

国 39%

都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

# 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

## 予防給付

(全国一律の基準)

移行

訪問介護

移行

通所介護

## 地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニデイサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与する教室

・専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供  
(専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス  
(多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)

・支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

・能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

## サービスの充実

- ・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保

+

同時に実現

## 費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- ・重度化予防の推進

## 介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

# 介護予防・日常生活支援総合事業の特徴 (従来の介護予防給付からの変更点)

1. 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業(市町村事業)に移行します。
2. サービス類型, 基準, 単価等は市町村が設定します。
3. 要介護認定審査会を経ずに, 基本チェックリストで該当となった高齢者が迅速に新総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用します。

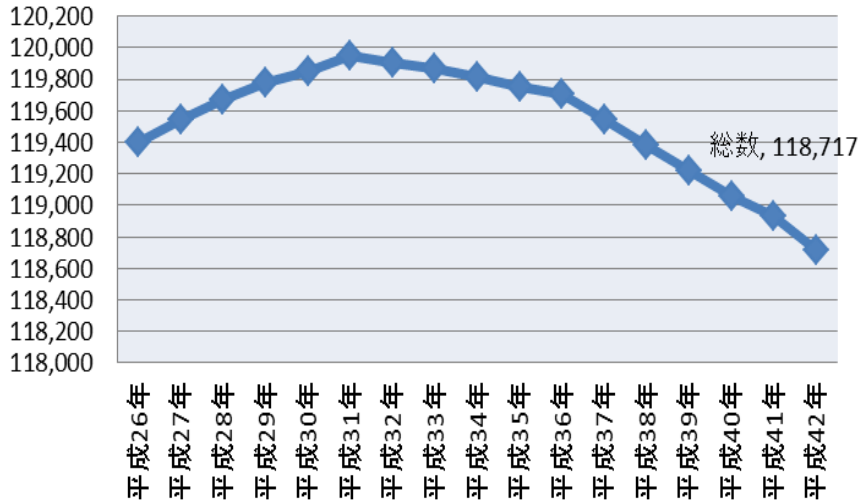
## (2) 国分寺市における第6期の方針について



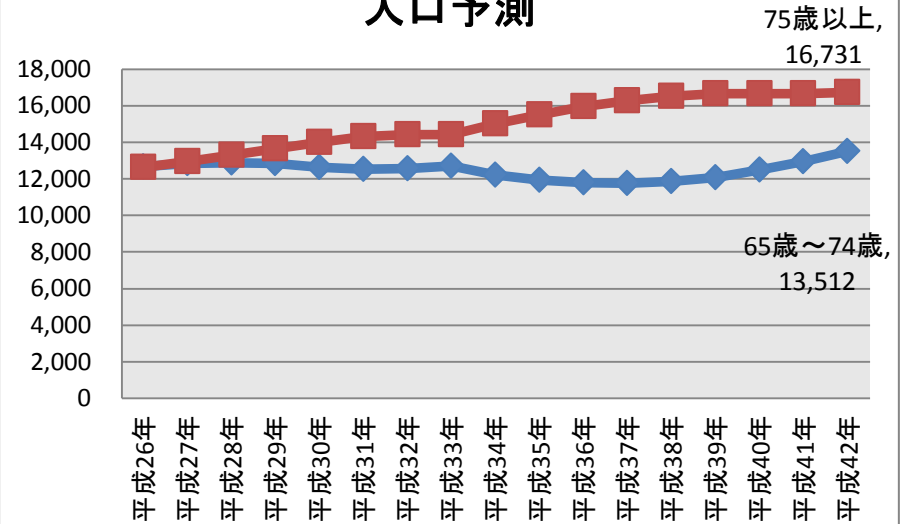
# 国分寺市人口推計

～平成42(2030)年

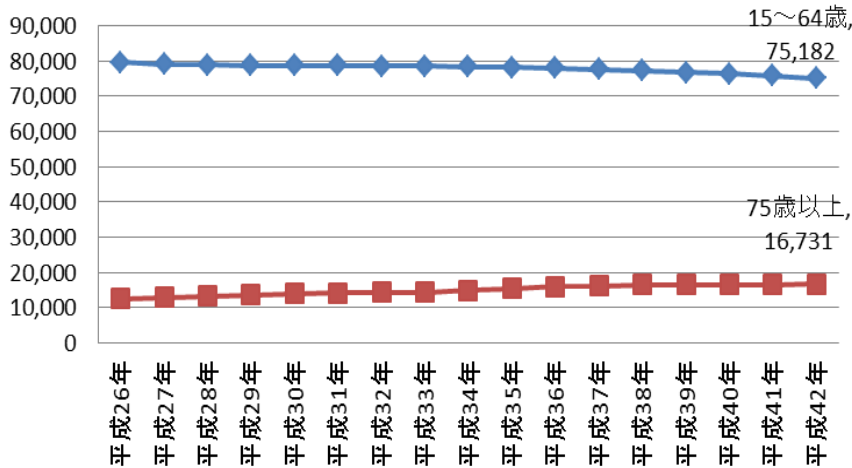
## 1 国分寺市人口予測(総数)



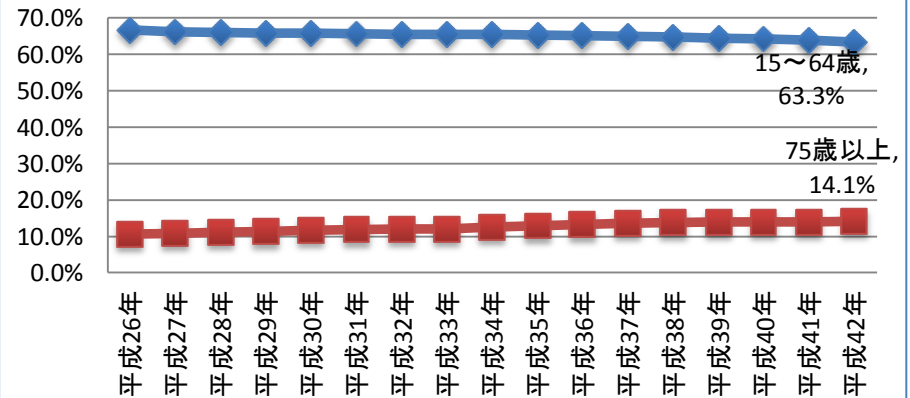
## 2 国分寺市65～74才・75才以上人口予測



## 3 生産人口と後期高齢者人口(人)



## 4 生産人口と後期高齢者人口構成比

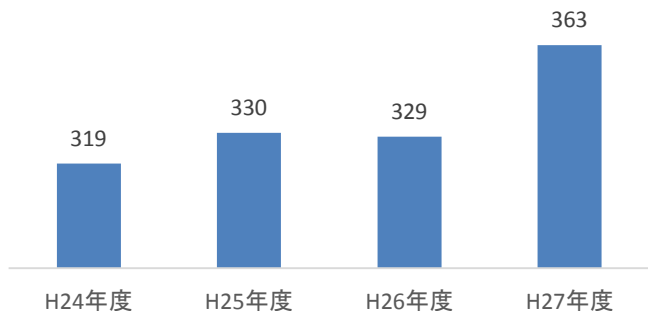


「国分寺市人口ビジョン」データをグラフ化

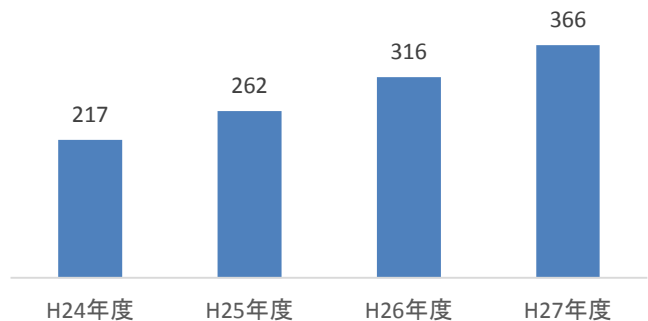
# 介護予防訪問・通所介護利用者数と認定者数の推移

要介護認定者数の過去10年間の推移  
各年度末 3月31日時点(人)

介護予防訪問介護  
(月平均利用者数)



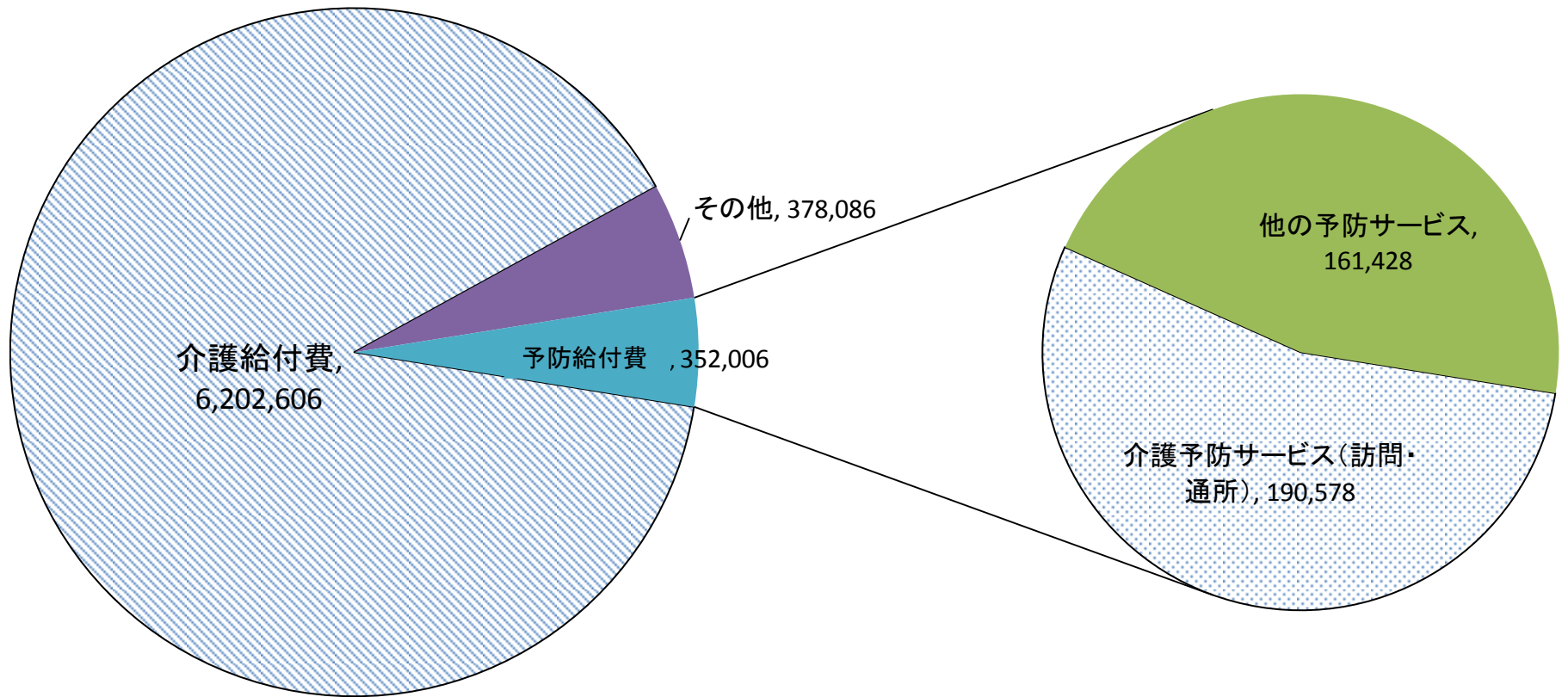
介護予防通所介護  
(月平均利用者数)



	要支援				要介護						合計		
	要支援	伸び率	要支援1	要支援2	要介護	伸び率	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	伸び率
平成18年度	470	-	312	158	2,458	-	746	543	439	367	363	2,928	-
平成19年度	577	22.77%	293	284	2,483	1.02%	588	608	479	413	395	3,060	4.51%
平成20年度	644	11.61%	362	282	2,653	6.85%	698	644	489	428	394	3,297	7.75%
平成21年度	707	9.78%	407	300	2,802	5.62%	799	670	457	445	431	3,509	6.43%
平成22年度	827	16.97%	514	313	2,837	1.25%	886	650	434	431	436	3,664	4.42%
平成23年度	886	7.13%	571	315	2,975	4.86%	992	638	431	452	462	3,861	5.38%
平成24年度	1,029	16.14%	638	391	3,136	5.41%	1,056	700	476	460	444	4,165	7.87%
平成25年度	1,102	7.09%	689	413	3,367	7.37%	1,181	703	507	500	476	4,469	7.30%
平成26年度	1,229	11.52%	710	519	3,440	2.17%	1,227	745	499	488	481	4,669	4.48%
平成27年度	1,250	1.71%	681	569	3,673	6.77%	1,226	819	553	559	516	4,923	5.44%

※ 平成27年度の数値は決算見込額の数値です

# 平成27年度介護給付費構成比の現状（単位：千円）



平成27年度介護保険特別会計  
歳入歳出決算状況

# 国分寺市の目指す高齢者福祉の理念

## 基本理念

個人としての尊厳が保たれ  
地域・社会の支え合いによる  
自立した豊かな生活を実現する

(高齢者保健福祉計画・第6期国分寺市介護保険事業計画より)

# 国分寺市の目指す高齢者福祉の理念

## 基本目標1

『健康で、できるだけ自分の力を生かして在宅生活を送る』

(略)日頃から介護予防の意識を持って、生活機能低下を未然に防止しながら、できるだけ自分の持っている力を生かして、住み慣れたまちで安心して楽しく過ごせる体制作りが必要です。又、一人ひとりが健康の維持などへの意識を持って、心と身体の健康づくりや介護予防に取り組むことも重要です。このため、地域では介護予防などへの取組が楽しく続けられるような場や機会づくりを進めることが重要となってきます。

たとえ要介護状態になっても、安心して暮らしていけるような支援体制づくりを進めます。

(高齢者保健福祉計画・第6期国分寺市介護保険事業計画より)

# 国分寺市における介護予防・日常生活支援事業 の取組の視点

## 1. 自立支援の視点

可能な限り本人の機能を活かし、QOL(生活の質)の向上を目指した取組

## 2. 人材育成の視点

介護予防事業の普及啓発, その事業を支える人材の育成を目指した取組

## 3. 地域づくりの視点

介護予防を通じ市民と各事業者が共に, 地域づくりを目指した取組

# 国分寺市の第6期の方針

- 平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。
  - 介護予防・日常生活支援総合事業開始にあたっては、サービスを利用されている市民の混乱を避けるため、緩やかな移行を行います。
  - 平成29年度は多様なサービスの1つとして、緩和した基準によるサービスを実施します。
- \* 介護予防・日常生活支援総合事業の移行イメージを参照ください。

# 国分寺市の介護予防事業について

## 1. 自立支援

○二次予防事業を再編し、「通所型介護予防マシン筋力トレーニング」を開始（東西2か所）

事業終了後、地域での介護予防の取組への参加支援を実施

○介護予防講演会（年1回）

○介護予防教室 \*

○転倒予防教室 \*

\*については、地域の高齢者が参加しやすい環境で実施するため、各地域包括支援センターにおいて実施



# 国分寺市の介護予防事業について

## 2. 人材育成

### ○介護予防推進員の育成，交流会の実施

元気高齢者の活躍の場として，平成18年度から3期に分けて，「介護予防推進員」を育成。平成28年度 第4期生を育成予定。

#### <活動状況>

介護予防健診「おたっしゃ21」への協力，介護予防講演会企画・運営への協力，「集いの場」への支援等

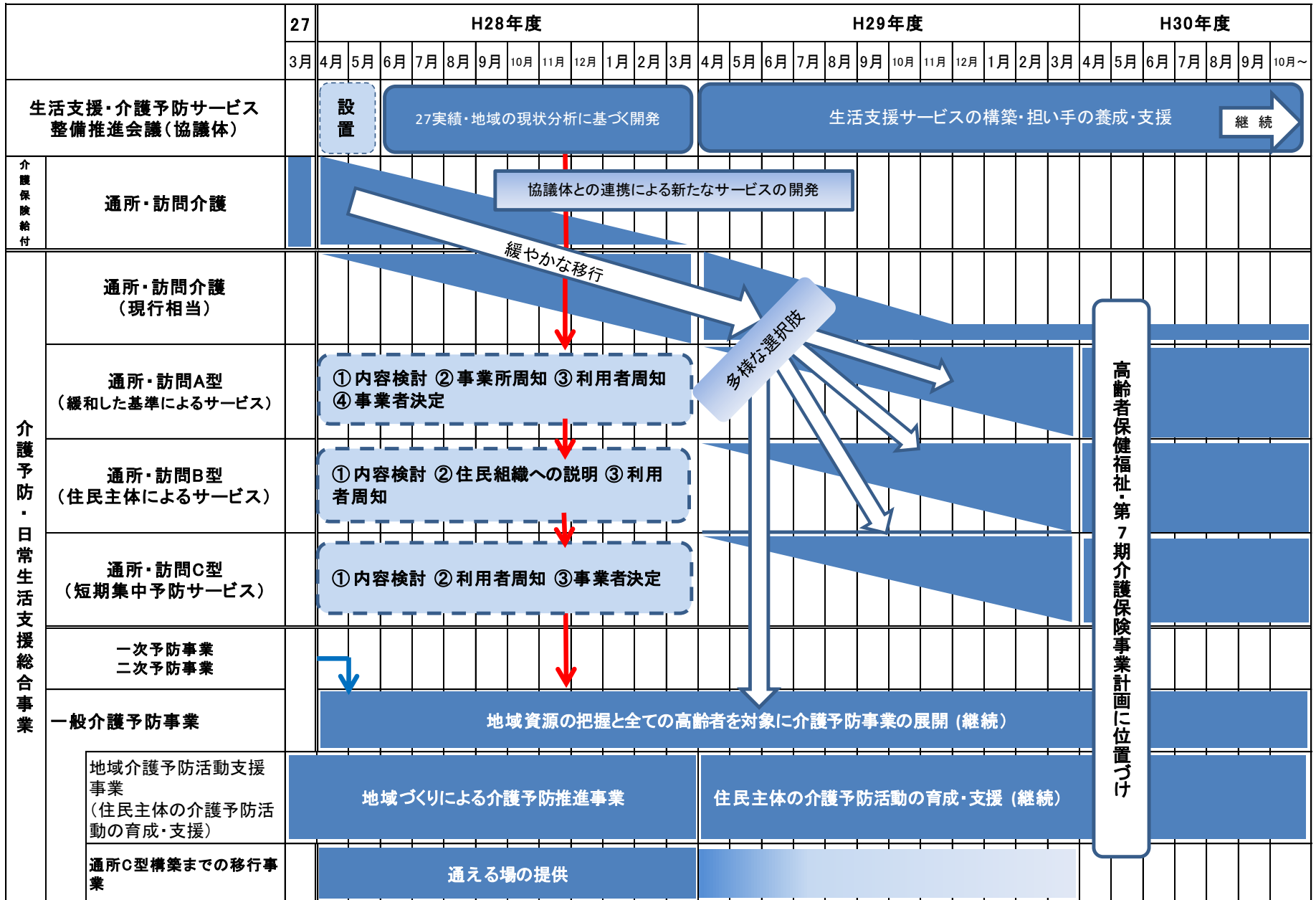
## 3. 地域づくり

### ○地域づくりによる介護予防推進支援事業

「暮らしを拡げる10の筋力トレーニング」による「集いの場」づくりの支援（H28.5.30現在 市内5か所 156人登録）

### ○既存の住民運営による活動について調査，懇談会実施。今後取組等の周知を実施していく予定

# 介護予防・日常生活支援総合事業の移行イメージ



### (3) 国分寺市生活支援・介護予防サービス 整備推進会議について

# 1. 背景

平成27年度介護保険制度改正において、介護予防・日常生活支援総合事業を各自治体で構築することとなった。多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供体制を構築するために、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や（※）協議体を設置することとなった。

（※）国分寺市においては、国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議（以下「サービス推進会議」という。）の名称で設置。

## ●協議体の設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

## ●協議体の役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

## ●生活支援コーディネーターの目的と役割

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

（厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより）

## 2. 平成28年度の国分寺市の取組

### ① サービス推進会議での協議事項

- ・訪問型及び通所型のサービスA～Cの体系構築
- ・サービス事業内容ごとの基準，単価の検討
- ・第7期に向けての体制整備に関する検討

### ② 市が実施すること

- ・生活支援サービスの需要の分析，および地域資源の現状分析
- ・サービス事業内容，基準，単価について検討し，サービス推進会議に諮る
- ・第7期に向け，サービス推進会議の役割と生活支援コーディネーターの配置について検討

【サービス推進会議のスケジュール（平成28年度）】

	開催日	主な活動内容(予定)
第1回	5月31日(火)	○推進会議設置の目的について ○推進会議で検討していく内容について
第2回	6月24日(金)	【報告事項】 ○第1号～第3号委員から既に取り組んでいる 主な活動・事業について ○今後のスケジュールについて 【協議事項】 ○訪問・通所のサービス類型全体像及びケアプラン再分析 状況について ○国分寺市におけるサービス種類ごとの伸び率について
	6月29日(水)	住民運営の活動団体との懇談会
第3回	7月4日(月)	【報告事項】 ○事業者説明会について 【協議事項】 ○国分寺市のサービス基準・単価・単位について検討
	7月21日(木)	事業者説明会 17:30～訪介事業者 19:15～通所事業者
第4回	7月29日(金)	【報告事項】 ○介護支援ボランティアについて ○担い手に対する研修・人材育成について 【協議事項】 ○国分寺市のサービス基準・単価・単位について

【サービス推進会議のスケジュール（平成28年度）】

第5回	8月30日(火)	<b>【報告事項】</b> ○国分寺市のサービス基準・単価・単位について ○事業者説明会 開催報告
第6回	9月15日(木) 15時～17時	<b>【協議事項】</b> ○国分寺市のサービスB, Cの基準等について ○ケアマネジメントの考え方について
	10月4日(火) 17時～18時30分	ケアマネジャー向け説明会
	10月4日(火) 19時～20時30分	訪問・通所事業者向け説明会
第7回	10月27日(木) 15時～17時	<b>【協議事項】</b> ○担い手に対する研修・人材育成について
	11月 市民説明会	
第8回	12月20日(火) 15時～17時	<b>【報告事項】</b> ○担い手に対する研修の実施について ○市民説明会 開催報告
	1月 担い手に対する研修会実施	
第9回	2月24日(金) 15時～17時	<b>【報告事項】</b> ○担い手に対する研修実施報告 <b>【協議事項】</b> ○各事業者での研修受講者の活用について



## 予防給付のケアプラン分析

### 目的

■介護予防訪問介護，介護予防通所介護を利用する要支援者について，利用の背景となる疾患，世帯状況や具体的なサービス利用内容等からケアプランを分析し，専門職の関わりが必要な部分はどこか，住民主体の活動の関わりが有効な部分はあるかを把握する。

■特に，従前相当サービス利用者が専門的なサービスを必要とするニーズを整理し，一定のルールに沿って本人に合ったサービス提供ができるよう体系を整備する。

■更に，要支援者等に対する多様な支え手による住民主体の支援について，具体的にどのようなニーズに対応していけるかを把握し訪問型及び通所型のサービスA～Cの体系を構築していく

## 予防給付のケアプラン分析

27  
年度

### ◇プラン定義

平成27年3月時点の要支援1・2の認定者のうち訪問介護または通所介護利用もしくは両方利用実績ある方を抽出しサービス利用状況を分析。対象575人

概要  
分析

28  
年度

### ◇ケアプラン定義

平成27年3月時要支援1・2の認定者のうち訪問介護または通所介護利用もしくは両方利用実績ある方を抽出

### ケアプラン分析(再1)目的

◇前回調査対象者575人から訪問介護利用者358人のうち身体介護サービス(入浴, 外出)を利用する26人が専門的な支援が必要か再分析する。

### ◇ケアプラン定義

平成27年3月時要支援1・2の認定者のうち訪問介護または通所介護利用もしくは両方利用実績ある方を抽出

### ケアプラン分析(再2)目的

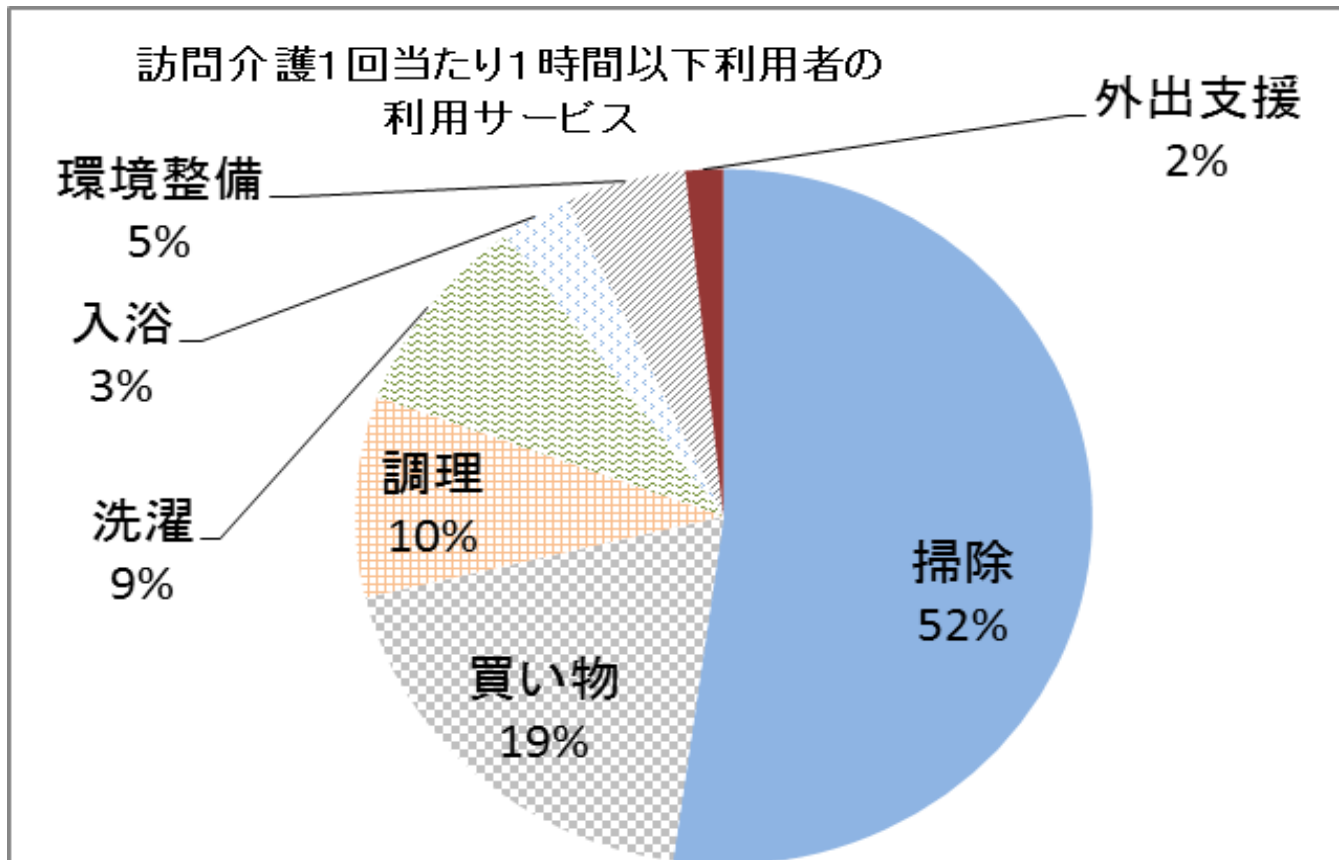
◇前回調査対象者575人のうち, 通所, 訪問サービスを利用する全対象者から, 精神疾患19人, 認知症疾患12人の利用者が個別的な配慮を要する状態か再分析する。

再  
分析

平成28年度国分寺市介護予防・生活支援サービス整備推進会議にて審議

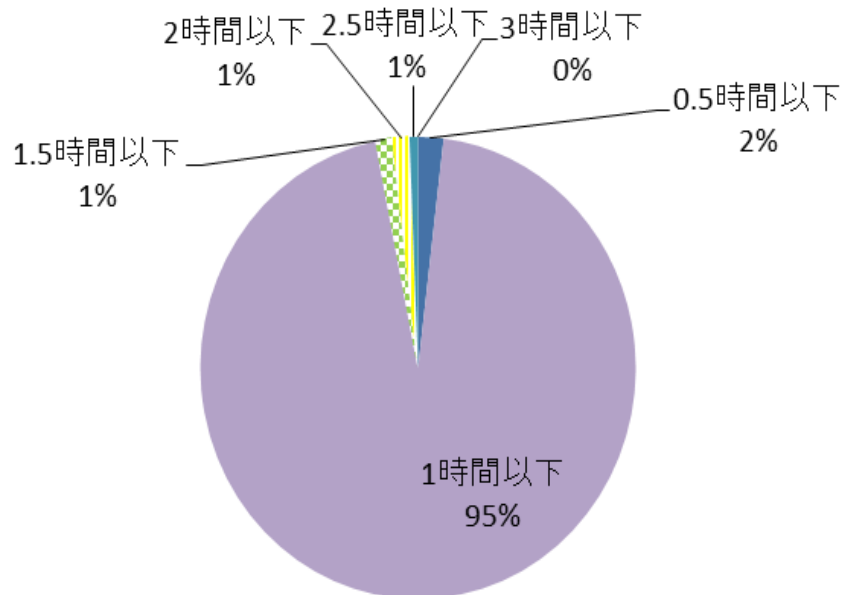
## 予防給付のケアプラン分析

平成27年3月 介護予防訪問介護サービス利用内容を表記

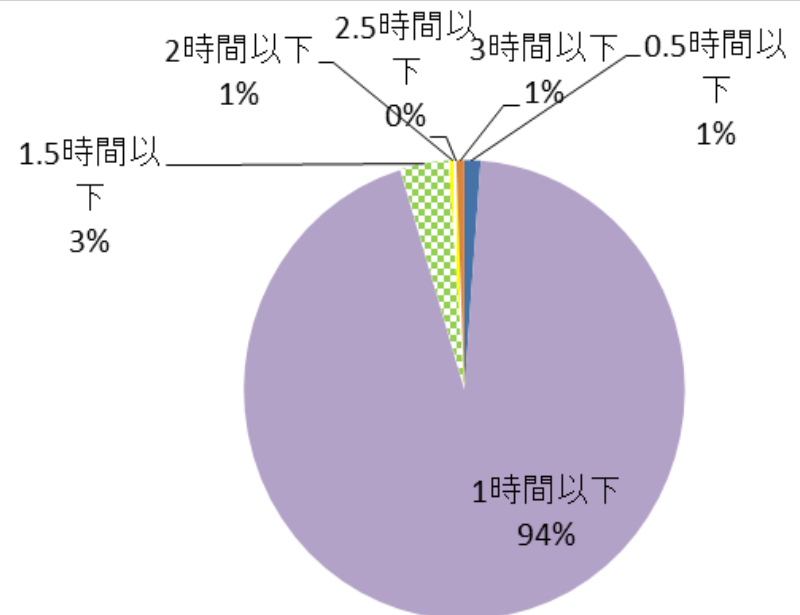


# 予防給付のケアプラン分析

平成27年3月 介護予防訪問介護  
1回あたり利用時間を表記



訪問介護1回あたり利用時間《要支援1》

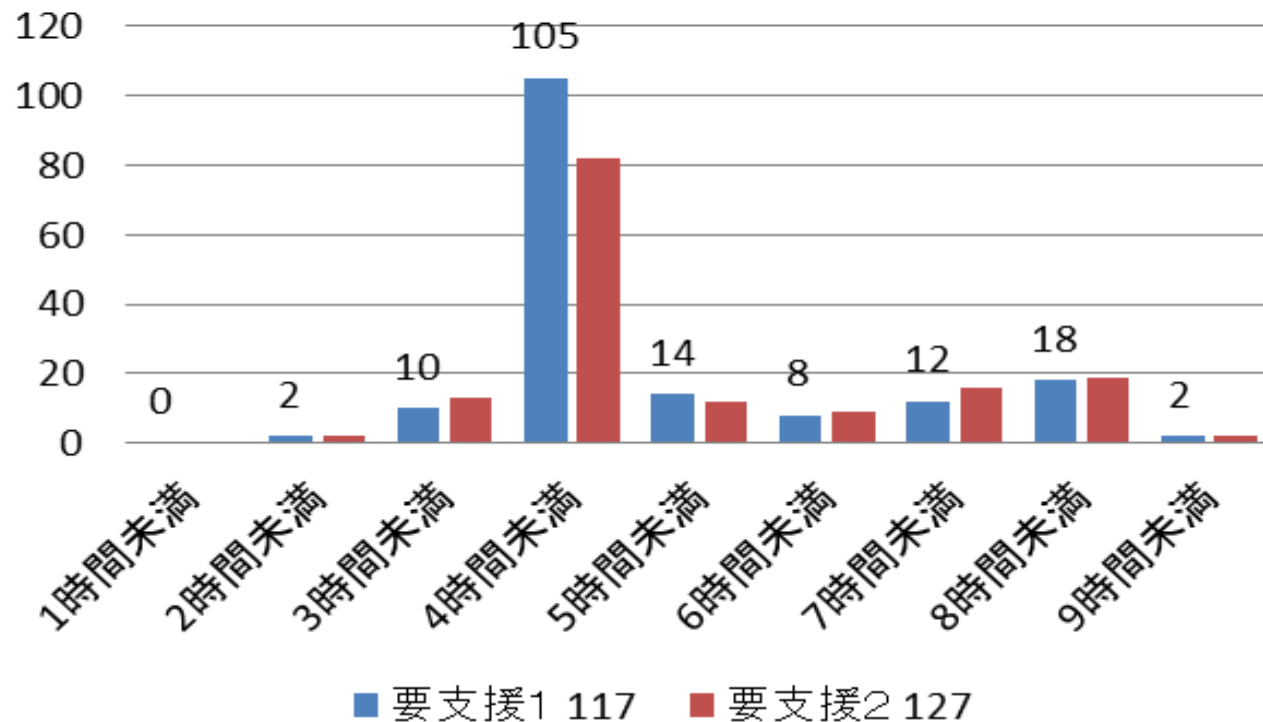


訪問介護1回あたり利用時間《要支援2》

## 予防給付のケアプラン分析

平成27年3月 介護予防通所介護  
1回あたり利用時間を表記

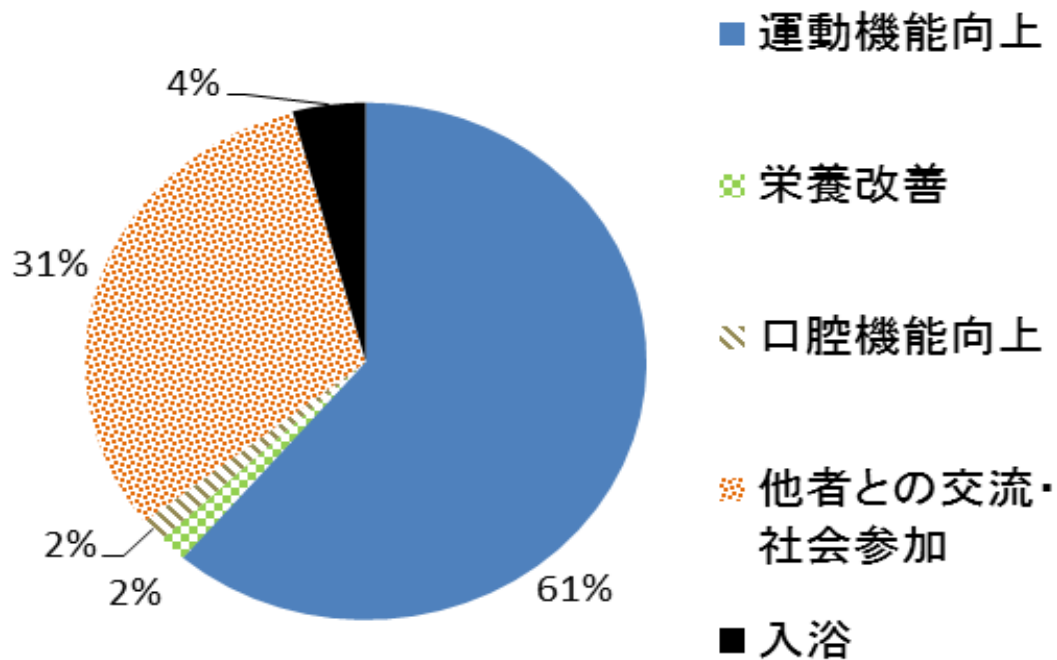
### 通所介護1回あたり利用時間件数



## 予防給付のケアプラン分析

平成27年3月 介護予防通所介護  
利用内容を表記

### 通所介護利用内容人数割合(%)

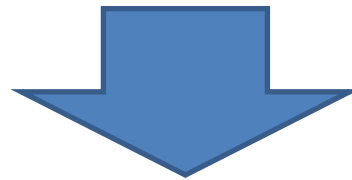


## 予防給付のケアプラン分析

### 「平成27年度予防給付のケアプラン分析(再1, 2)」まとめ ～国分寺市が総合事業において、従前相当を利用する 対象者について～(案)

身体介護が必要な状態や精神疾患等により、有資格者による専門的なサービスを受ける必要があり、他に代替するサービスがなく、サービス提供がなされなければ、生活の継続が困難と認められる場合。

- 入浴サービス利用者のうち、洗身等の直接的介助が必要な対象者
- 外出サービス利用者のうち、身体状況、疾病等の理由からリスクを伴うため、専門的な支援が必要と判断される対象者
- 精神疾患等があり、個別性の高いサービス提供が必要な対象者



一律に判断することはできないため、地域包括支援センターが、従前相当サービス利用を必要と判断した場合、市と個別の状態を勘案し、協議の上最終決定する。

## (4) 介護予防ケアマネジメントの考え方 について



# 国分寺市生活支援介護予防サービス整備推進会議 におけるケアマネジメントに関する議論について

## これまでのケアマネジメントに関する課題・目指すべき視点

### (これまでのサービス提供)

- 予防給付の在り方，総合事業の在り方に立ち戻ると，今までの予防給付の考えかたに課題。
- 自立支援を目指しているが，目標では生活援助をプランニング。

### (目指すべき自立支援の視点)

- 地域の関係者が介護予防ケアマネジメントの考え方に基づき支援。
- 利用者の状況を踏まえた目標を設定し，従来からのケアマネジメントのプロセスに基づき支援。

アセスメント，ニーズに対する目標設定に課題

ケアマネジメントのあり方の議論に発展

## 国分寺市生活支援介護予防サービス整備推進会議 におけるケアマネジメントに関する議論について

### 今後の取り組むべき課題(目指すべき視点)

- 利用者自身が目標達成に向けて取り組んで行けるよう、セルフケアマネジメントの理解への取り組み
- 新たな担い手をはじめとする関係者、地域がケアマネジメントの考え方を共有

# 国分寺市生活支援介護予防サービス整備推進会議 におけるケアマネジメントに関する議論について

「地域包括支援センター主任ケアマネジャー総合事業ケアマネジメント検討会」について

## 【目的】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の利用について、平成29年度から実施するサービスA～C類型に関する市、サービス整備推進会議での検討状況を踏まえ、利用の流れを整理する。
- ・サービス利用導入時の手続きや、利用中のマネジメントを実施する際の留意点や視点を整理し、適切なケアプラン作成ができる体制を作る。

## 【検討内容】

- ・各手続きの流れ，類型分類，担当の考え方の確認
- ・適切なマネジメントに向けた視点の確認

## 【今後の検討会】

詳細な各様式の記載，提出方法，契約，給付管理，QA等を事務的な内容を含めた細部の確認

介護支援専門員を含めた検討会の実施

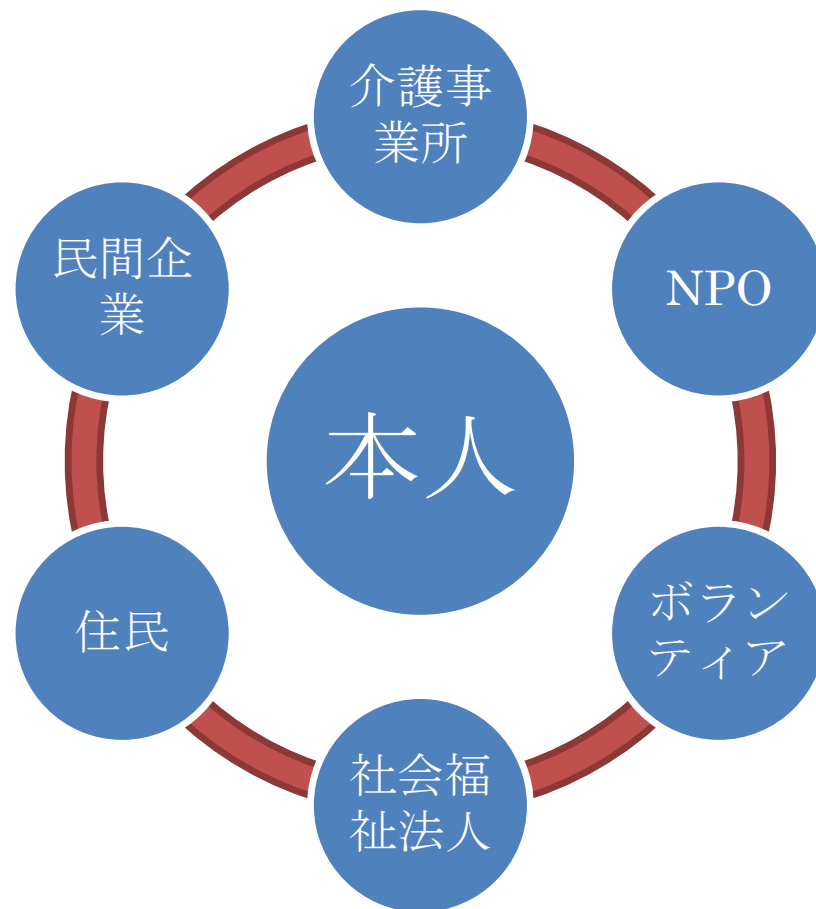
## 介護予防ケアマネジメントのあり方（案）

### 【関係者間での意識の共有】

総合事業では、多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となる。同一の目的の達成のためには、地域内に分散しているフォーマル・インフォーマル資源と、目指すべき方向性を共有して統合することが重要である。

また、高齢者自身も担い手として活躍することで、生きがいや介護予防にもつながる。

このような関係者が支援を必要とする本人の意識、ケアプラン、設定目標などを共有することが重要である。



## 【明確な目標設定と一步進んだケアマネジメント】

### 目標設定

- 今はできなくなったが、かつて本人が生きがいや楽しみにしていたことなど本人の意欲を引き出せる**本人らしさ**が反映された内容。
- 一定期間取り組むことで実現可能。
- 達成されたか**具体的にモニタリング・評価可能**。

### 事業実施・モニタリング

- 上記で設定した目標をサービス提供者で共有し、目標の達成に役立つプログラムを**実施**。
- 必要に応じて実施状況を把握。**目標との乖離が、利用者本人や家族・サービス提供者からの気づきや事業実施の中でみられた場合は、再度ケアプランを作成**。

### 評価

- **事業実施による成果の成功体験を蓄積して本人へ伝達**。
- **設定した目標が達成された時には、セルフケアとして習慣化され、継続されるように、介護予防普及啓発事業の紹介など必要な情報提供、アドバイスを実施**。

### セルフケア・マネジメント推進

- 高齢者自身が機能維持向上努力を続けられるような、助言・動機づけなどの支援。
- 専門機関や専門職によるセルフマネジメント講習・プログラムの提供。
- 高齢者と接する関係者からのセルフマネジメントの働きかけ。

国分寺市介護予防ケアマネジメント単価(案)

	ケアマネジメント類型	サービス種別	報酬	計画作成者
1	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	指定事業者のサービス (従前相当サービス/ 訪問型A・通所型Aサービス)	430単位 (4,752円)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ委託可) * サービスA利用時の様式は検討中
		短期集中サービス (訪問型C・通所型Cサービス)	+ 初回加算300単位 (3,313円)	地域包括支援センター
2	ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	その他の生活支援サービス	350単位 (3,867円) + 初回加算300単位 (3,313円)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ委託可)
3	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	その他の生活支援サービス	430単位 (4,752円)	地域包括支援センター

(5) 平成29年度

サービスA・B・Cについて

\* 別紙1～3

(6) 質疑応答

## 2. 懇談会